

TAIYO YUDEN

第80期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月29日(火曜日)午後2時(受付開始 午後1時30分)

開催場所

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス(KITTE 4階) ホール

決議事項(議案)

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件



郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2021年6月28日(月曜日)午後5時まで

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染防止のため、本株主総会は規模を縮小し開催させていただきます。つきましては、書面(郵送)又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場につきましてはお控えいただきますようお願い申し上げます。

お土産のご用意はございません。

太陽誘電株式会社

証券コード: 6976

株主の皆様へ

証券コード 6976
2021年6月4日

東京都中央区京橋二丁目7番19号
太陽誘電株式会社
代表取締役社長 登坂正一

第80期定時株主総会招集ご通知

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第80期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本総会へのご来場をお控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面（郵送）又はインターネット等により議決権をご行使いただく場合には、後記の株主総会参考書類をご参照の上、2021年6月28日（月）午後5時までに議決権をご行使いただくようお願い申し上げます。

以下の書類につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類及び以下の書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

- 「新株予約権等に関する事項」
- 「株式会社への支配に関する基本方針」
- 「連結株主資本等変動計算書」
- 「連結計算書類の連結注記表」
- 「株主資本等変動計算書」
- 「計算書類の個別注記表」

日時 2021年6月29日(火曜日)午後2時(受付開始 午後1時30分)

場所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階) ホール

目的事項 **報告事項**

第80期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類及び計算書類の内容並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使等についてのご案内▶3、4頁

株主総会にご出席されない場合

1 インターネット等
による議決権行使

2 郵送による
議決権行使

株主総会にご出席される場合

3 会場での
議決権行使

本招集ご通知発送後、株主総会開催日の前日までに株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.yuden.co.jp/>



以 上

議決権行使等についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

1

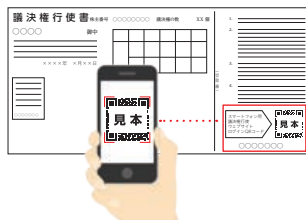
インターネット等による議決権行使

行使期限 2021年6月28日 午後5時まで

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

2 | 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2021年6月28日 午後5時必着

議決権行使書用紙の記入方法のご案内

議決権行使書		議決権行使回数		お願	
太陽誘電株式会社 御中	株主番号			ご	
年月日	第1号 議案	第2号 議案	第3号 議案 (下の 各案を 全部)	1	
	賛成	賛成	賛成	2	
	反対	反対	反対	3	
	棄権	棄権	棄権	4	
	無効	無効	無効	5	
	無効	無効	無効	6	
	無効	無効	無効	7	
	無効	無効	無効	8	
	無効	無効	無効	9	
	無効	無効	無効	10	
	無効	無効	無効	11	
	無効	無効	無効	12	
	無効	無効	無効	13	
	無効	無効	無効	14	
	無効	無効	無効	15	
	無効	無効	無効	16	
	無効	無効	無効	17	
	無効	無効	無効	18	
	無効	無効	無効	19	
	無効	無効	無効	20	
	無効	無効	無効	21	
	無効	無効	無効	22	
	無効	無効	無効	23	
	無効	無効	無効	24	
	無効	無効	無効	25	
	無効	無効	無効	26	
	無効	無効	無効	27	
	無効	無効	無効	28	
	無効	無効	無効	29	
	無効	無効	無効	30	
	無効	無効	無効	31	
	無効	無効	無効	32	
	無効	無効	無効	33	
	無効	無効	無効	34	
	無効	無効	無効	35	
	無効	無効	無効	36	
	無効	無効	無効	37	
	無効	無効	無効	38	
	無効	無効	無効	39	
	無効	無効	無効	40	
	無効	無効	無効	41	
	無効	無効	無効	42	
	無効	無効	無効	43	
	無効	無効	無効	44	
	無効	無効	無効	45	
	無効	無効	無効	46	
	無効	無効	無効	47	
	無効	無効	無効	48	
	無効	無効	無効	49	
	無効	無効	無効	50	
	無効	無効	無効	51	
	無効	無効	無効	52	
	無効	無効	無効	53	
	無効	無効	無効	54	
	無効	無効	無効	55	
	無効	無効	無効	56	
	無効	無効	無効	57	
	無効	無効	無効	58	
	無効	無効	無効	59	
	無効	無効	無効	60	
	無効	無効	無効	61	
	無効	無効	無効	62	
	無効	無効	無効	63	
	無効	無効	無効	64	
	無効	無効	無効	65	
	無効	無効	無効	66	
	無効	無効	無効	67	
	無効	無効	無効	68	
	無効	無効	無効	69	
	無効	無効	無効	70	
	無効	無効	無効	71	
	無効	無効	無効	72	
	無効	無効	無効	73	
	無効	無効	無効	74	
	無効	無効	無効	75	
	無効	無効	無効	76	
	無効	無効	無効	77	
	無効	無効	無効	78	
	無効	無効	無効	79	
	無効	無効	無効	80	
	無効	無効	無効	81	
	無効	無効	無効	82	
	無効	無効	無効	83	
	無効	無効	無効	84	

第2号議案について

全員賛成の場合

→ 「賛」に○印

全員反対の場合

→ 「否」に○印

一部候補者に反対の場合

→ 「賛」に○印をし、反対する候補者
番号を隣の空欄に記入

株主総会にご出席される場合

3 | 会場での議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願いいたします。

当日ご出席の場合は、書面(郵送)又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

開催日 2021年6月29日 開会 午後2時 受付 午後1時30分

- 会場内での撮影・録音はご遠慮ください。
- 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

株主の皆様へのお願い

株主総会会場においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を講じますが、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場はできるだけお控えいただき、議決権は事前に書面（郵送）又はインターネット等によりご行使くださいますようお願い申し上げます。

ご来場される場合のお願い

- 感染拡大予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らし運営を行います。そのため、座席数の関係上、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 当日は、受付にて検温を実施いたします。なお、会場内でのマスクの着用等の感染防止にご協力いただけない方、体調不良と思われる方は、感染拡大防止の観点からご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 本定時株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.yuden.co.jp/>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

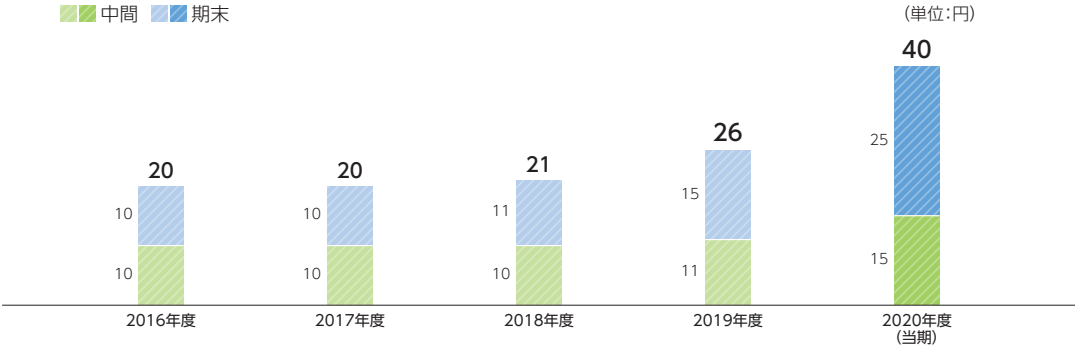
株主の皆様への利益還元の実を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、配当の安定的な増加に努めております。当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき25円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類	金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 25円 総額 3,137,909,625円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月30日

ご参考 1株当たり配当金の推移

■ 中間 ■ 期末



▶ 剰余金の配当等に関する基本方針については、32頁をご覧ください。

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては委員長を独立社外取締役とする任意の指名委員会に諮問し、その答申を踏まえ提案しております。

候補者番号		氏名		地位・担当	取締役会出席回数	取締役在任年数
1	再任	と さ か し ょ う い ち 登坂 正一	男性	代表取締役社長	100% (18回／18回)	15年
2	再任	ま す や ま し ん じ 増山 津二	男性	取締役副社長 第一事業担当	100% (18回／18回)	8年
3	再任	さ せ か つ や 佐瀬 克也	男性	取締役専務執行役員 経営企画担当	100% (18回／18回)	5年
4	新任	ふ く だ と も み つ 福田 智光	男性	上席執行役員 広報、経営企画、経理、情報システム、 サステナビリティ担当	—	—
5	再任 独立	ひ ら い わ ま さ し 平岩 正史	男性	社外取締役(独立役員)	100% (18回／18回)	5年
6	再任 独立	こ い け せ い い ち 小池 精一	男性	社外取締役(独立役員)	100% (18回／18回)	3年
7	再任 独立	は ま だ え み こ 浜田 恵美子	女性	社外取締役(独立役員)	100% (18回／18回)	2年

(注1) 地位・担当は、本招集ご通知発送時のものであります。

(注2) 取締役在任年数は、本総会終結時のものであります。

ご参考 本総会後の取締役・監査役の主な専門的経験分野

★委員長 ●委員

氏名		主な専門性・経験分野							指名委員会	報酬委員会
		企業経営	技術・研究開発	営業・マーケティング	国際的経験	財務・会計	法律	ESG・サステナビリティ		
取締役	登坂正一	●	●					●	●	●
	増山津二	●	●	●		●		●		
	佐瀬克也	●	●	●				●		
	福田智光	●			●	●		●		
	平岩正史 社外 独立				●		●		★	●
	小池精一 社外 独立	●	●		●				●	★
	浜田恵美子 社外 独立		●	●				●	●	●
監査役	三宿俊雄	●			●					●
	大嶋一幸	●		●	●					
	吉武一 社外 独立	●			●	●		●	●	
	藤田知美 社外 独立						●			

上記は、各役員が有する全ての経験・知見を表すものではありません。



1

と さ か し ょ う い ち
登坂 正一

(1955年8月5日生)

再任

■ 略歴・地位・担当

1979年 3月 当社入社
2006年 6月 当社取締役上席執行役員
2007年 4月 当社専務取締役上席執行役員
2010年 7月 当社取締役専務執行役員
2012年 7月 当社取締役常務執行役員
2015年 4月 当社取締役専務執行役員
2015年10月 当社代表取締役専務執行役員
2015年11月 当社代表取締役社長(現)

▶ 所有する当社株式の数
14,500株
▶ 取締役会への出席状況
100%
▶ 取締役在任年数
15年

■ 取締役候補者とした理由

生産部門、開発・技術部門、品質保証部門、事業企画部門等の幅広い分野で経営に携わり、経営者及び技術者として豊富な経験と実績を有しております。当社の代表取締役社長就任以来、高収益体質に向けたビジネスモデルの変革に邁進し、次のステージへ牽引するべく強力なリーダーシップを発揮し、企業価値向上へ努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくため最高経営責任者として経営の指揮をとり、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

(注) 登坂正一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



2

ま す や ま し ん じ
増山 津二

(1957年2月28日生)

再任

■ 略歴・地位・担当

1980年 3月 当社入社
2004年 1月 当社執行役員
2011年 7月 当社上席執行役員
2013年 6月 当社取締役上席執行役員
2015年 4月 当社取締役常務執行役員
2018年 6月 当社取締役専務執行役員
2020年 6月 当社取締役副社長
**2020年 7月 当社取締役副社長 第一事業担当
第一事業本部 本部長(現)**

▶ 所有する当社株式の数
4,800株
▶ 取締役会への出席状況
100%
▶ 取締役在任年数
8年

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、生産システム開発、技術部門、事業部門、経営企画部門等の幅広い分野での実務を通じて、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役副社長として、当社の主要事業であるコンデンサ事業を統括し、円滑な事業運営やリスク低減等を通じて企業価値向上等に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

(注) 増山津二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



3

さ せ かつ や
佐瀬 克也

(1964年1月12日生)

再任

■ 略歴・地位・担当

1986年 4月 当社入社
2013年 6月 当社執行役員
2015年 4月 当社上席執行役員
2016年 4月 当社常務執行役員
2016年 6月 当社取締役常務執行役員
2018年 6月 当社取締役専務執行役員
2020年 7月 **当社取締役専務執行役員 経営企画担当
経営企画本部 本部長(現)**

- ▶ 所有する当社株式の数
4,500株
- ▶ 取締役会への出席状況
100%
- ▶ 取締役在任年数
5年

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、技術部門、事業部門等の業務に携わり、当社の主要事業であるコンデンサ事業を牽引する等、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役専務執行役員として、経営企画を統括し、円滑な会社運営やリスク低減、コーポレートガバナンス体制の強化を図る等、企業価値向上に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

(注) 佐瀬克也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



4

ふ く だ と も み つ
福田 智光

(1964年11月26日生)

新任

■ 略歴・地位・担当

1990年 4月 当社入社
2013年 6月 当社執行役員 経営企画担当
2015年 3月 **エルナー株式会社 社外取締役(現 取締役)(現)**
2016年 4月 当社上席執行役員 経営企画、財務経理担当
経営企画本部 副本部長
2018年 8月 **太陽誘電(中国)投資有限公司 董事長(非常勤)(現)**
2019年 7月 **当社上席執行役員 広報、経営企画、経理、情報システム、
サステナビリティ担当
経営企画本部 副本部長(現)**

- ▶ 所有する当社株式の数
2,700株
- ▶ 取締役会への出席状況
—
- ▶ 取締役在任年数
—

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、経営管理・企画に携わり、複数のM&Aを主導したほか、中華圏統括子会社の責任者を務めるなど、豊富な経験と実績を有しております。現在は、上席執行役員として経営企画部門を統括し、当社グループの経営戦略の策定、リスクマネジメントの推進、ガバナンス強化による企業価値の向上に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、取締役候補者となりました。

(注) 福田智光氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



5 ひ ら い わ ま さ し
平岩 正史 (1952年12月4日生)

再任

社外

独立

■ 略歴・地位

1981年 4月 弁護士登録(現)

1981年 4月 大原法律事務所所属(現)

2005年 8月 エルシーピー投資法人 監督役員(2013年3月退任)

2012年10月 日本ロジスティクスファンド投資法人 監督役員(2015年5月退任)

2016年 6月 当社社外取締役(現)

▶ 所有する当社株式の数
0株

▶ 取締役会への出席状況
100%

▶ 取締役在任年数
5年

▶ 上場会社役員兼職数
0社

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

投資法人の役員等を歴任し、企業法務を専門とする弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております。当社取締役会において、建設的な議論の提起や客観的な立場からの論点の整理等、内部統制を含めたガバナンス体制や法令順守等の経営全般のモニタリングを行うことで、高い倫理観をもって経営の監督を遂行しております。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き独立社外取締役候補者となりました。

なお、平岩正史氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼職先	地位	兼職先と当社との取引関係
大原法律事務所	弁護士	ありません

■ 独立性について

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。

(注1) 平岩正史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 平岩正史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注3) 平岩正史氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。



6 こ い け せ い い ち
小池 精一 (1956年1月3日生)

再任
独立

■ 略歴・地位

- 1980年 4月 東洋工業株式会社 (現:マツダ株式会社) 入社
- 1982年 3月 株式会社本田技術研究所 入社
- 1993年 4月 同社基礎技術研究センター 新素材研究室 室長
- 2004年 4月 同社ブラジル四輪R&Dセンター 所長
- 2008年 4月 本田金属技術株式会社 開発技術本部長 執行役員
- 2011年 6月 同社取締役 (2013年6月退任)
- 2012年 6月 株式会社メッツ 取締役 (2013年6月退任)
- 2013年 6月 同社監査役 (2016年6月退任)
- 本田金属技術株式会社 監査役 (2017年6月退任)

2018年 6月 当社社外取締役 (現)

- ▶ 所有する当社株式の数
0株
- ▶ 取締役会への出席状況
100%
- ▶ 取締役在任年数
3年
- ▶ 上場会社役員兼職数
0社

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

自動車メーカーにおいて自動車部品の材料開発及び生産技術に関する研究開発に長年携わっており、車載事業に関する幅広い見識を有しております。また、自動車部品業界での企業経営や監査役としてガバナンス体制強化を推進する等の豊富な経験を活かし、投資家視点からの幅広い識見を当社の経営に反映いただくことが当社グループにとって有益であると考えております。以上のことから、当社取締役会において経営全般に関して有益な助言及び提言をいただけるものと判断したため、引き続き独立社外取締役候補者としてしました。

■ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

重要な兼職はありません。

■ 独立性について

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。

(注1) 小池精一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 小池精一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注3) 小池精一氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。



7 は ま だ え み こ 浜田 恵美子 (1958年11月23日生)

再任
独立
社外

■ 略歴・地位

1984年 4月 当社入社
2001年 12月 当社技術グループ技術品証統括R技術部 部長
2003年 9月 当社技術グループ総合研究所基礎研究開発部 主席研究員
2007年 4月 当社退職
2008年 11月 国立大学法人名古屋工業大学 産学官連携センター 准教授
2011年 4月 同大学産学官連携センター 大学院 産業戦略工学専攻 教授
2012年 4月 同大学コミュニティ創成教育研究センター 教授
2015年 5月 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究成果最適展開支援プログラム
第3分野プログラムオフィサー(現)
2016年 7月 国立大学法人名古屋工業大学 非常勤講師(現)
2016年 8月 国立大学法人名古屋大学 客員教授
2017年 6月 日本碍子株式会社 社外取締役(現)
2019年 6月 当社社外取締役(現)
2021年 3月 国立研究開発法人科学技術振興機構 低炭素社会戦略センター
低炭素社会戦略推進委員会 委員(現)

▶ 所有する当社株式の数
1,000株
▶ 取締役会への出席状況
100%
▶ 取締役在任年数
2年
▶ 上場会社役員兼職数
1社

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

当社在籍中、CD-R、DVD-Rの開発及び事業化に従事し、当社退職後は、大学教授として産学官連携を主体とした研究活動に長年携わっております。また、他社での社外取締役の経験を有しており、社外取締役として業務執行への提言及び経営の監督をいただくことが当社グループにとって有益であると考えております。以上のことから、当社取締役会において経営全般に関して助言及び提言が期待できるものと判断したため、引き続き独立社外取締役候補者となりました。

なお、浜田恵美子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼職先	地位	兼職先と当社との取引関係	当社連結売上高における取引の規模
日本碍子株式会社	社外取締役	セラミック製品等購入	0.1%未満

■ 独立性について

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。なお、浜田恵美子氏は、1984年4月から2007年4月まで当社の業務執行者として勤務しておりましたが、退社後は同氏と当社との間に特記すべき取引はなく、特別の利害関係はありません。

(注1) 浜田恵美子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注2) 浜田恵美子氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。②当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。③当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

(注3) 浜田恵美子氏の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。

責任限定契約について

当社は、社外取締役 平岩正史氏、同 小池精一氏、同 浜田恵美子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものがあります。なお、その選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は次のとおりであります。



あら い ひろ し

新井 博

(1956年6月8日生)

■ 略歴・地位

1983年 4 月 弁護士登録(現)

1984年 4 月 新井博法律事務所開設(現)

2004年10月 株式会社総合PR 監査役(現)

社外

独立

▶ 所有する当社株式の数
0株

▶ 上場会社役員兼職数
0社

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な実務経験に基づき、企業法務に精通した専門的な知見を有していることから、法的な観点で公正な監査が可能と判断したため、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役候補者いたしました。

なお、新井博氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼職先	地位	兼職先と当社との取引関係
新井博法律事務所	弁護士	ありません
株式会社総合PR	監査役	ありません

■ 独立性について

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

(注1) 新井博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 新井博氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

(注3) 新井博氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去10年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。

(注4) 当社は、新井博氏との間で監査役就任時に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

(注5) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。新井博氏は、監査役就任時に当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

ご参考 役員選解任の方針及び手続き(概要)

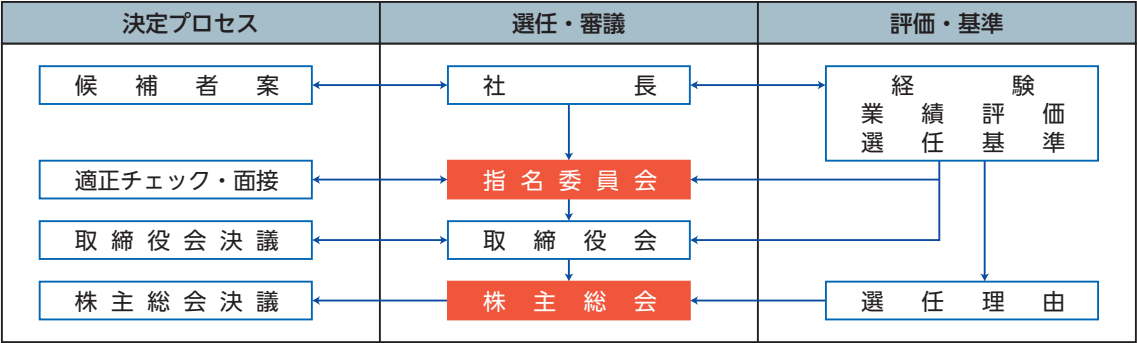
当社は、取締役会の構成を、性別・国籍を問わず多様性に富み、かつバランスの取れたものにするため、業務執行取締役候補者は、「役員等選解任基準」に基づき、人格識見に優れ、これまで担当した業務で実績を上げ、経営や事業に精通している者から選任しております。また、社外取締役候補者は、人柄、経験、専門性、「社外役員の独立性基準」等の条件をもとに選任しております。

業務執行取締役の選任基準及び選任プロセス

(1) 選任基準

- ①会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。
- ②執行役員としての豊富な知識と経験を有し、実績を上げていること。
- ③洞察力、決断力、倫理観、順法精神を有していること。
- ④全社的、経営的な見地で意見を述べるができること。

(2) 選任プロセス



(3) 解任基準

指名委員会において、選任基準を満たさないことが明らかになり、取締役会がその結果を検証し、適正であると判断した場合は、業務執行職を解職し、又は執行役員を解任する。なお、さらなる処置の必要性に関して指名委員会で審議する。

ご参考 社外役員の独立性基準(概要)

当社は、社外役員の独立性について客観的に判断するため、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」をはじめその他の金融商品取引所や議決権行使助言機関等の独立性基準を参考に、独自の「社外役員の独立性基準」を策定しております。以下のいずれにも該当しないことを確認した社外役員を、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として選出しております。

株主との関係

- ①当社の主要株主(10%以上)の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人
- ②最近5年間に於いて、当社の現在の主要株主の役員又は使用人であった者
- ③当社が主要株主である会社の取締役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人である者

取引先企業との関係

- ①当社又は現在の子会社を主要な取引先とする者(直近の年間連結総売上高の2%以上)
- ②最近3年間に於いて、当社又は現在の子会社を主要な取引先としていた者
- ③当社の主要な取引先である者、また最近3年間に於いて、当社の主要な取引先であった者

経済的利害関係

当社又は現在の子会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の現在の取締役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人である者

専門的サービス提供者

- ①当社又は現在の子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
- ②上記に該当しない公認会計士、税理士又は弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者

近親者

- ①当社又は現在の子会社の業務執行取締役又は執行役員、主要株主、主要取引先、大口債権者の役員等の二親等内の親族又は同居の親族
- ②二親等内の親族又は同居の親族が、当社又は現在の子会社の会計監査人、監査法人の社員又はパートナーである者
- ③二親等内の親族又は同居の親族が、弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者
- ④当社又は現在の子会社から取締役、監査役を受け入れている会社の取締役、会計参与、執行役、執行役員である者の二親等内の親族又は同居の親族である者

(注) 上記内容は当社の定める「社外役員の独立性基準」の規則を厳密に記載したものではありません。

ご参考 コーポレートガバナンス

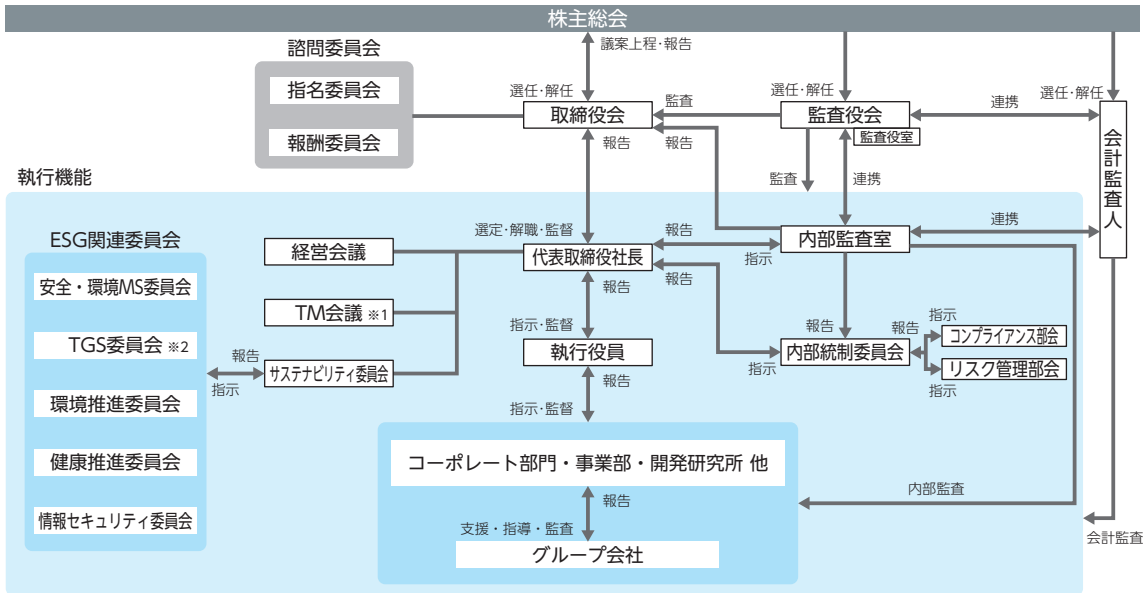
1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営理念である、「従業員の幸福」「地域社会への貢献」「株主に対する配当責任」の3原則の実践と、「すべてのステークホルダーから信頼され 感動を与えるエクセレントカンパニーへ」というビジョンの実現に向け、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが企業の社会的責任であり、経営の使命と考えております。

当社は、経営の透明性及び公正性を重視し、取締役会の監督のもと、適時適切な情報開示、コンプライアンスの徹底、迅速な意思決定と職務執行を行える体制と仕組みを構築するなど、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

コーポレートガバナンス基本方針 <https://www.yuden.co.jp/jp/ir/management/governance/>

コーポレートガバナンス体制図 (2021年4月以降)



※1 TM会議: トップマネジメント会議の略、人事・組織に関する会議

※2 TGS委員会: Taiyo Green Strategy委員会の略、ステークホルダー要求に基づく化学物質に関する会議

2. コーポレートガバナンス体制

当社は監査役会設置会社であり、取締役会・監査役会・会計監査人の各機関を置いております。さらに当社は、社外取締役及び社外監査役全員を一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立役員に指名し、監査役会や内部監査部門と密接に連携を図っていくガバナンス体制をとることで、監査役機能の有効活用、経営に対する監督機能の強化を図っております。

取締役会

(1) 取締役会の役割と責務

- ①取締役会は、株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、株主、顧客、従業員、地域社会等、すべてのステークホルダーから信頼され感動を与えるエクセレントカンパニーとなる経営を目指します。
- ②取締役会は、長期的な視点を持ち、持続的な企業価値の向上を目的に、グループ全体の経営方針、経営戦略、経営計画、資本政策、内部統制に係る項目等の重要事項を十分に審議する時間を確保し決定します。
- ③取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、常に業務執行をモニタリングします。

(2) 取締役会の経営陣への委任

- ①取締役会の効率的な意思決定を確保するため、グループ経営の業務執行にかかわる政策案件については経営会議で、グループ全体の人事、組織、報酬制度等についてはTM(トップマネジメント)会議で事前審議し、取締役会から委譲された事項は当該両会議で決定します。
- ②当社は、経営の監督と業務執行する者の役割責任を一層明確にするため、執行役員を置きます。執行役員は、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、社長の監督指揮のもと、担当部署の執行責任者として機動的に業務を執行します。

(3) 取締役会の実効性

- ①取締役会は、会議の公平性の確保及び経営監督機能を強化するため、取締役会長を取締役会の議長とし、会長が不在の場合には、社長を取締役会の議長とします。
- ②取締役会は、毎年、取締役会の実効性について、取締役及び監査役による自己評価を行い、分析の結果を踏まえて今後の課題等を開示し、その対応に取り組んでおります。

取締役

- ①取締役会は、10名以内の取締役で構成し、うち1/3以上は独立社外取締役とします。
- ②事業年度における経営責任を明確にし、株主による信任の機会を増やすため、取締役の任期を1年としております。
- ③取締役会の構成を、性別・国籍を問わず多様性に富み、かつバランスの取れたものにするため、業務執行取締役候補者は、「役員等選解任基準」に基づき、人格識見に優れ、これまで担当した業務で実績を上げ、経営や事業に精通している者から選任しております。また、社外取締役候補者は、人柄、経験、専門性、「社外役員の独立性基準」等の条件を基に選任しております。
- ④取締役は、社外取締役を除き、監督と業務執行とを兼務する取締役兼務執行役員であり、担当部署の業績及び監督業務について、重点的に取締役会へ報告を行っております。

監査役会・監査役

- ①当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は原則毎月1回開催しております。
- ②監査役会は、5名以内の監査役で構成し、うち半数以上は独立社外監査役とします。なお、監査役には、適切な経験・能力及び財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者を選任し、監査の実効性を確保しております。
- ③各監査役は、監査の実効性を高めるために、取締役会に出席しているほか、業務執行にかかわる会議やその他の社内の重要な会議にも分担して出席しております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門とも定期的な会合をもち、会計監査への立会い、内部監査部門との合同監査等を行い、常に連携を取り合い、監査体制の強化を図っております。
- ④情報伝達やデータ管理等、実効性の高い監査業務を行うため専任スタッフを確保しております。

任意の諮問委員会

当社は、取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性の強化と説明責任を果たすため、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

任意の諮問委員会の構成

	全員数	社内取締役	社外取締役	監査役	委員長
指名委員会	5	1	3	1	独立社外取締役
報酬委員会	5	1	3	1	独立社外取締役

※第2号議案が承認された場合

(1)指名委員会

社長、社外取締役及び監査役1名で構成し、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務めております。指名委員会は、「役員等選解任基準」に基づき、役員候補者の指名(再任を含む。)、社長を含む役員の解任議案、執行役員の役位の選定・解職議案、懲戒事項等を審議し、取締役会に答申しております。なお、監査役候補者の指名・解任については、事前に監査役会の同意を得ております。

〈活動状況〉

- 当期の指名委員会は、3回開催しました。主な活動内容は以下のとおりです。
- ・指名委員会委員長の選定
 - ・代表取締役及び取締役会議長等の選定の審議
 - ・役員候補者の指名(再任を含む。)の審議
 - ・執行役員の選任の審議
 - ・中期計画に向けた人材戦略(サクセッションプラン)の審議

(2) 報酬委員会

社長、社外取締役及び監査役1名で構成し、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務めております。報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度並びに報酬額について審議し、取締役会に答申しております。なお、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員の報酬は、業績に連動したインセンティブを考慮した報酬体系とし、「基本報酬」、「業績連動賞与」、「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。

〈活動状況〉

当期の報酬委員会は、6回開催しました。主な活動内容は以下のとおりです。

- ・報酬委員会委員長の選定
- ・執行役員の評価及び業績連動報酬（賞与）の審議
- ・株式報酬（株式報酬型ストックオプション）の審議
- ・当期の報酬委員会の課題とスケジュールの設定
- ・役員報酬の考え方と役員評価見直しの審議
- ・会社法改正に伴う役員報酬方針の審議

内部統制委員会

代表取締役社長を委員長とし、業務執行取締役、本部長職の執行役員及び人事・法務担当執行役員で構成し、社外取締役及び監査役はオブザーバーとして参加します。内部統制委員会は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当該システムの継続的改善を図るとともに、当該システムの整備状況と運用状況を確認・評価し、取締役会へ報告します。

サステナビリティ委員会

代表取締役社長を委員長とし、業務執行取締役、本部長職の執行役員及びサステナビリティ担当執行役員で構成し、社外取締役及び監査役はオブザーバーとして参加します。サステナビリティ委員会は、当社のマテリアリティ（重要課題）の設定や課題の共有及び課題解決に向けた施策に関する審議を行い、取締役会へ報告します。

3. 取締役会の実効性評価

取締役会の実効性評価の概要

当社取締役会は、毎年取締役会の実効性評価を実施し、その結果の概要について開示しております。

アンケート	評価の方法	アンケート形式による自己評価
	実施期間	2021年2月
	対象者	取締役・監査役（社外役員含む。）
	評価項目	①取締役会運営（7問）、取締役会構成（1問） ②経営戦略（3問）、持続的成長への取り組み（2問） ③企業倫理とリスク管理（2問）、モニタリング（1問）、株主との対話（1問） ④指名・報酬委員会（3問） ⑤情報提供（1問）

分析・検討	取締役・監査役によるアンケート結果を踏まえ、まず、業務執行役員、非業務執行役員別に分析・検討会を実施した上で、その結果に基づき取締役会で議論しました。なお、客観性、透明性を向上させるため、外部機関を活用し、設問設計や分析・対応案等の助言を得ました。
-------	--

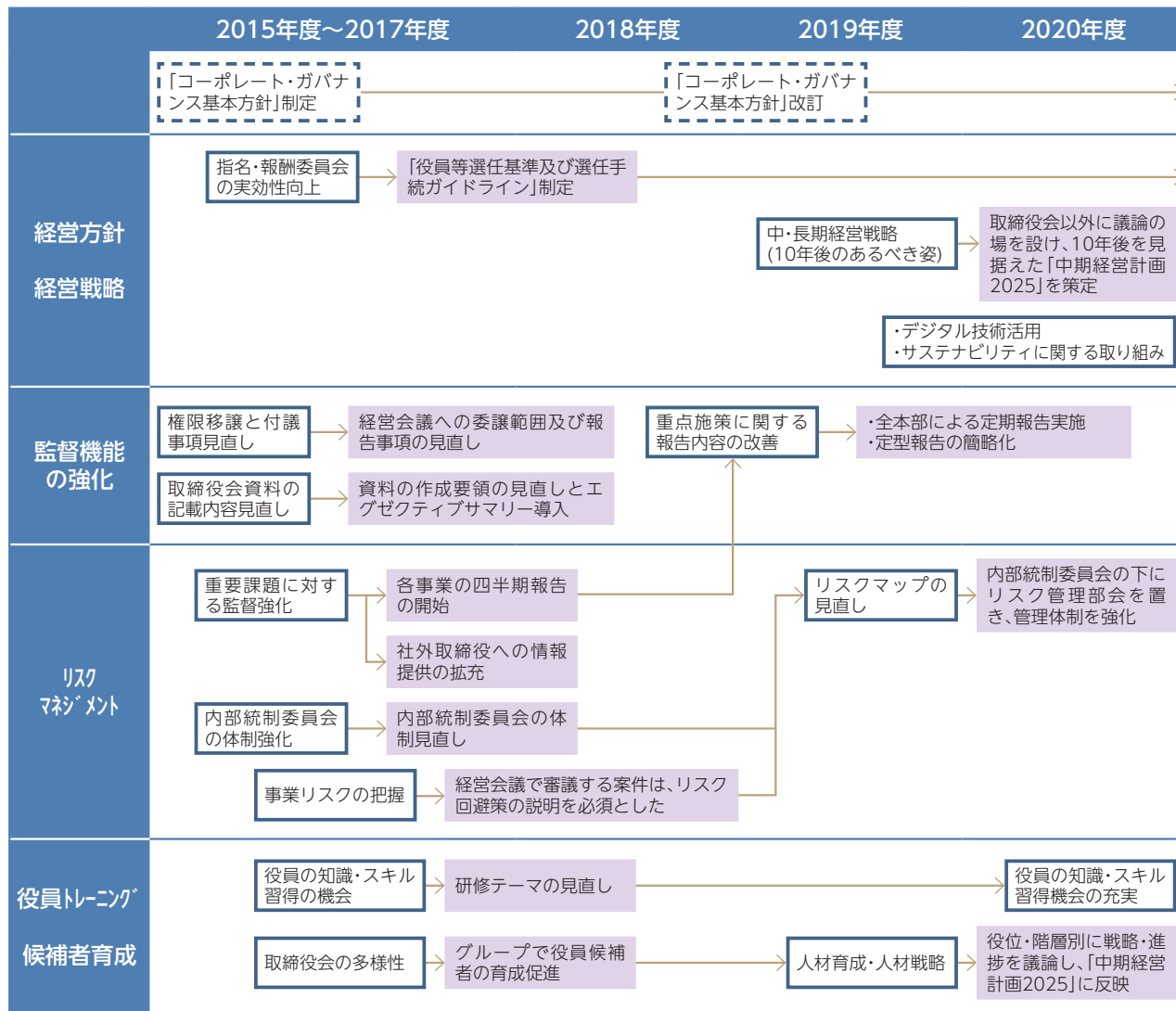
評価結果	外部機関より、真摯に取締役会の実効性評価に取り組んでおり、課題の抽出と対策を着実に実行することで企業価値のさらなる向上に努めていることが評価されました。特に、前年度の課題を踏まえて、対策を実施した項目について評価が大幅に改善しており、対策の効果が現れているとの意見がありました。 なお、前年度の課題であった「中期計画・長期経営戦略（10年後のあるべき姿）」及び「人材育成・人材戦略」については、取締役会とは別に社外取締役を含めた議論の場を設け、当該議論を踏まえて新たな中期経営計画を策定しました。また、「リスクマップの見直し」については、リスク管理体制自体の見直しと強化を図るべくコーポレートガバナンス体制を見直し、内部統制委員会の下に設置した「リスク管理部会」でリスクを管理する体制を整えました。（18頁コーポレートガバナンス体制図参照）
------	---

取締役会の実効性は概ね確保できている

さらなる実効性向上に向けて	当期の取締役会実効性評価において、以下の3つの課題が認識されました。取締役会としては、引き続きこれらの課題について計画的に取り組むことで、取締役会の実効性を向上させコーポレートガバナンスの一層の強化に努めていきます。 ・[役員の知識・スキル習得機会の充実] ・[デジタル技術活用] ・[サステナビリティに関する取り組み]
---------------	---

株主総会参考書類

取締役会の実効性評価における主な課題と対策



■ 課題 ■ 対策

以上

(添付書類) **事業報告** (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 会社のミッション、経営理念及びビジョン

当社グループは、2025年度を最終年度とする「中期経営計画2025」を策定しました。10年後の2030年を見据え、経済価値と社会価値を両輪として企業価値向上を図り、部品メーカーとして存在意義のあるポジションを獲得するためのマイルストーンとして2025年を位置付けております。

また、当社グループのミッション「おもしろ科学で より大きく より社会的に」を新たに設定しました。体系化された知識や経験に加え、わくわくする体験や思いがけない発見、驚きなどをもたらす「おもしろ科学」で、人びとの安心・安全で、快適・便利な暮らしを支えるエレクトロニクス技術の進化を支え、社会に貢献していきます。

ミッション

おもしろ科学で より大きく より社会的に

経営理念

従業員の幸福

地域社会への貢献

株主に対する配当責任

ビジョン

すべてのステークホルダーから信頼され 感動を与えるエクセレントカンパニーへ

当社グループの経営理念は、「従業員の幸福」、「地域社会への貢献」、「株主に対する配当責任」です。太陽誘電の創業者は、従業員とその家族が幸福に豊かな生活ができるようにすることで企業の社会性や公益性、公共性を全うすることができると考え、これらの経営理念を掲げました。当社グループ共通の価値観として、従業員は日々、これらを実践することを意識して業務を遂行しています。

また、当社グループのビジョンは、「すべてのステークホルダーから信頼され 感動を与えるエクセレントカンパニー」になることです。顧客、取引先、株主、地域社会、従業員などの期待や要求に応じて信頼を獲得し、さらにはその期待や要求を上回る価値を提供することで感動を与えられる企業であり続けることを目指します。このビジョンを実現するために、市場のニーズに合った安全で高品質なスマート商品を開発・生産・販売し、労働・人権・安全衛生・環境・倫理という取り組みにおいても責任を持ち、活動を継続していきます。

ご参考 **中期経営計画2025**

当社グループは、2025年度を最終年度とする「中期経営計画2025」を策定しました。「中期経営計画2025」では、経済価値と社会価値それぞれの目標を以下のとおり定めこの実現に向けた活動を通し、さらなる企業価値向上を目指していきます。

企業価値(経済価値＋社会価値)

経済価値		社会価値	
売上高	4,800億円	GHG(温室効果ガス)排出量	2030年度(絶対量) 25%削減 (2020年度比)
営業利益率	15%以上	廃棄物水使用量	2025年度(原単位) 10%削減 (2020年度比)
ROE	15%以上	安心安全な職場 拠点機能最適化	・傷病率※1 < 0.016 ・度数率※2 < 0.08
ROIC	10%以上	働き方改革 ダイバーシティ	・ワークエンゲージメント※3 2.5以上 ・新卒女性採用率 30%以上

※1 20万延べ実労働時間当たりの労働災害・労働疾病による休業1日以上の傷病者数
※2 100万延べ実労働時間当たりの労働災害による休業1日以上の死傷者数
※3 仕事に対する心理状態を表すもので、従業員に対し4段階評価で測定

経済価値目標を実現するため、自動車、情報インフラ、産業機器を中心とした注力すべき市場の売上比率を50%に高めることを目指します。また、需要拡大に対応するための継続的な能力増強に加え、環境対策やIT整備に向けた積極的な取り組みを実施し、5年間で3,000億円規模の設備投資を計画しています。

また、社会価値の向上については、ESG(環境、社会、ガバナンス)の取り組みを強化します。環境面では、地球規模の課題である気候変動対応のため、SBT(Science Based Targets)のガイドラインに沿ったGHG(温室効果ガス)排出量削減の目標を設定するとともに、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同を表明しました。社会面では、引き続き安全第一を根幹とし、健康経営と働き方改革に取り組んでいきます。ガバナンスにおいては、事業の成長を支える経営品質の向上に向けた取り組みを強化します。

マテリアリティ(重要課題)

分類		マテリアリティ	SDGs目標
経済価値		・ 基幹事業成長のためのコア技術の強化 ・ 社会課題解決のためのソリューション創出	 
社会価値	E:環境	・ 気候変動への対応強化 ・ 資源の有効活用と循環型社会構築への貢献	  
	S:社会	・ 安全第一な職場で健康経営と働き方改革を実現 ・ ダイバーシティを基盤とした人材の開発と育成	  
	G:ガバナンス	・ 事業の成長を支える経営品質の向上 ・ 災害や感染症に対するBCM構築と進化	 

2. 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)における当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により経済活動が抑制され、第1四半期において世界景気は極めて厳しい状況でしたが、徐々に持ち直しの動きがみられました。先行きについては、回復傾向が続くことが期待されますが、感染症の再拡大に十分留意するとともに、各国の通商問題、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

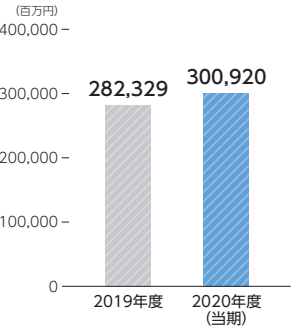
当社グループは、研究開発力や生産技術の強みを活かした最先端商品及び高信頼性商品に、コア技術を活かしたソリューションビジネスを加え、自動車、情報インフラ、産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギーなどの注力市場を攻略することにより、中期目標の達成及び経営ビジョンの実現を目指しています。さらに、収益性の向上や将来の部品需要の増加に応える体制を構築するため、ものづくり力の強化を進めています。生産能力の増強に加え、要素技術の高度化と生産工法の変革を進めることで、生産効率の向上を加速していきます。

当期の連結売上高は3,009億20百万円(前期比6.6%増)、営業利益は407億66百万円(前期比9.7%増)、経常利益は412億47百万円(前期比17.3%増)となりました。2020年3月から5月にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響によりフィリピン、マレーシアの生産子会社における稼働制限が生じたため第1四半期の業績は低調でしたが、7月以降のスマートフォン向けや自動車向けなどの需要拡大により、増収増益となりました。また、海外子会社における新型コロナウイルス感染症関連損失など特別損失48億28百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は286億15百万円(前期比58.8%増)となりました。

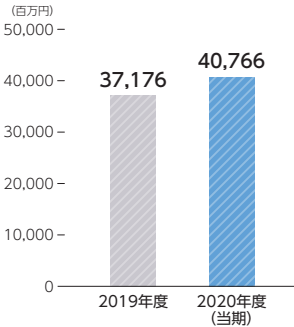
当期における期中平均の為替レートは1米ドル105.97円と前期の平均為替レートである1米ドル109.06円と比べ3.09円の円高となりました。

当社グループの業績

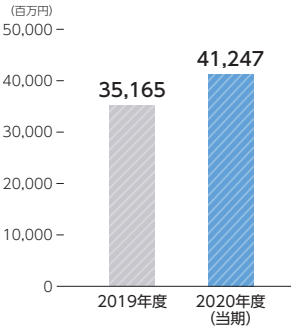
売上高



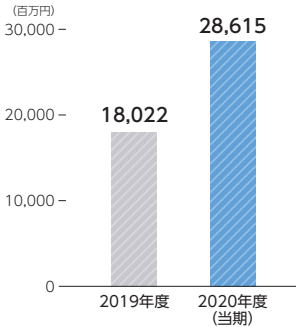
営業利益



経常利益



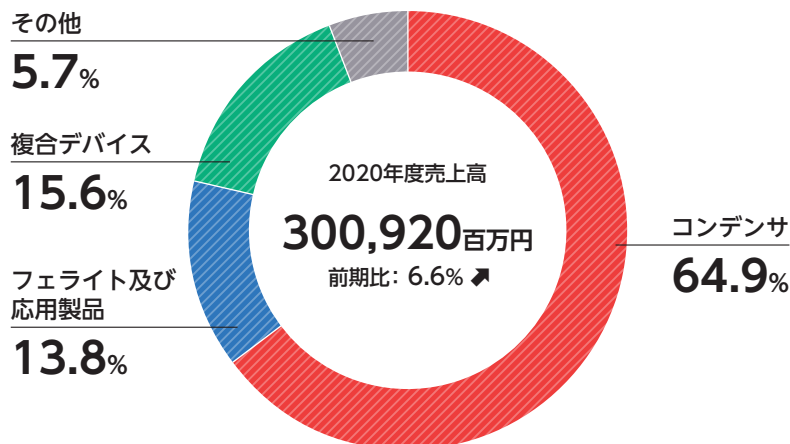
親会社株主に帰属する当期純利益



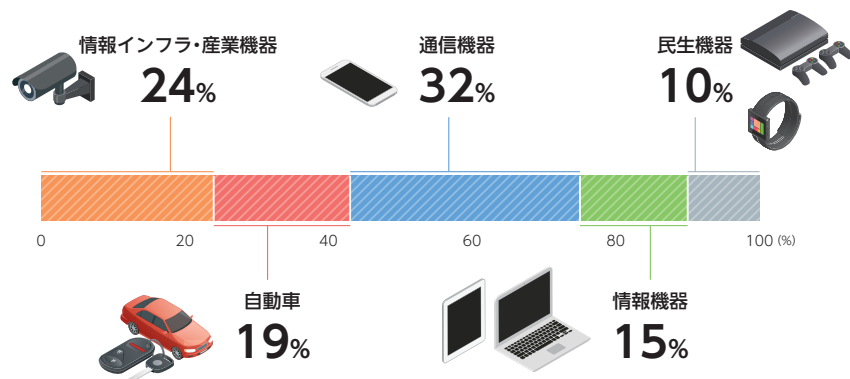
(2) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループの製品別の状況

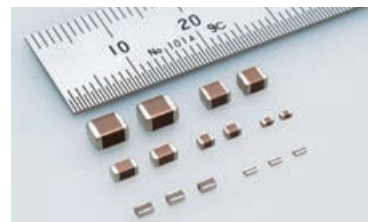
▶ 製品別売上高構成比



▶ 用途分野別売上高構成比



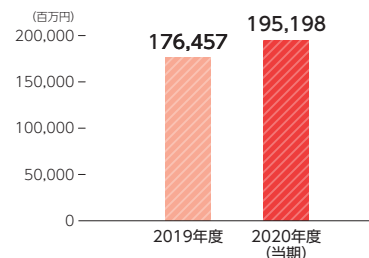
コンデンサ



主要製品

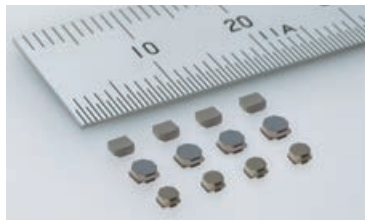
- ・積層セラミックコンデンサ

売上高 **195,198**百万円
前期比: 10.6% ↗



通信機器向けの売上が前期に比べ減少したものの、民生機器向け、情報機器向け、自動車向け、情報インフラ・産業機器向けの売上が前期に比べ増加したことにより、売上高は1,951億98百万円(前期比10.6%増)となりました。

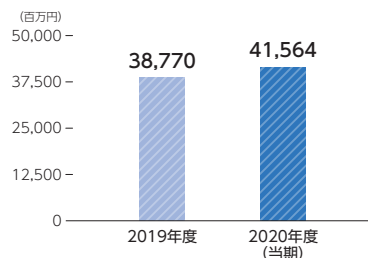
フェライト及び応用製品



主要製品

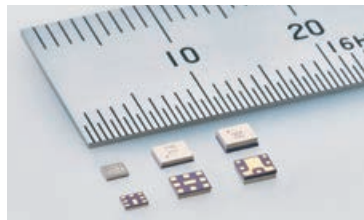
- ・巻線インダクタ
- ・積層チップインダクタ

売上高 **41,564**百万円
前期比: 7.2% ↗



情報機器向け、通信機器向け、自動車向け、情報インフラ・産業機器向けの売上が前期に比べ増加したことにより、売上高は415億64百万円(前期比7.2%増)となりました。

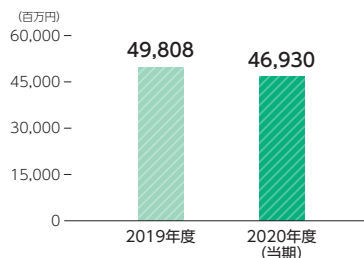
複合デバイス



主要製品

- ・モバイル通信用デバイス (FBAR/SAW)
- ・回路モジュール

売上高 **46,930**百万円
前期比: 5.8% ▼



モバイル通信用デバイス (FBAR/SAW) や回路モジュールなどの売上が前期に比べ減少したことにより、売上高は469億30百万円(前期比5.8%減)となりました。

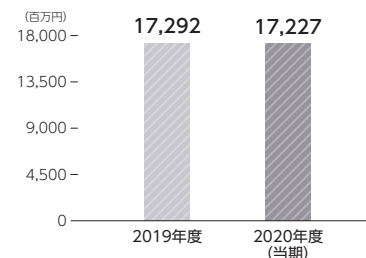
その他



主要製品

- ・アルミニウム電解コンデンサ
- ・蓄電デバイス

売上高 **17,227**百万円
前期比: 0.4% ▼



当期の売上高は172億27百万円(前期比0.4%減)となりました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

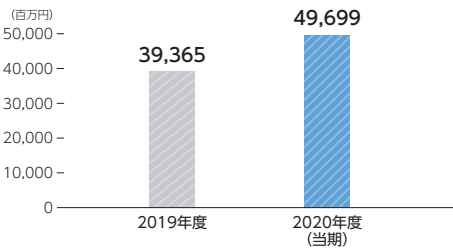
区分		2016年度 (第76期)	2017年度 (第77期)	2018年度 (第78期)	2019年度 (第79期)	2020年度 (第80期) 当期
売上高	(百万円)	230,716	244,117	274,349	282,329	300,920
営業利益	(百万円)	12,385	20,221	35,237	37,176	40,766
売上高営業利益率	(%)	5.4	8.3	12.8	13.2	13.5
経常利益	(百万円)	11,200	20,553	34,351	35,165	41,247
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,428	16,355	23,687	18,022	28,615
包括利益	(百万円)	3,092	18,245	21,084	11,350	37,372
総資産	(百万円)	271,149	287,170	328,861	343,122	404,642
純資産	(百万円)	154,150	170,118	205,953	210,454	243,941
1株当たり当期純利益	(円)	46.08	138.80	189.93	143.04	227.99
1株当たり純資産額	(円)	1,305.96	1,440.79	1,609.72	1,672.40	1,937.86
自己資本比率	(%)	56.8	59.1	62.5	61.2	60.1
自己資本利益率	(%)	3.5	10.1	12.6	8.7	12.6
株価収益率	(倍)	30.5	13.0	11.5	20.0	22.8
配当性向	(%)	43.4	14.4	11.1	18.2	17.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	29,692	33,944	42,967	52,434	52,882
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△28,806	△26,918	△33,581	△40,874	△42,218
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△4,342	953	△1,603	△4,851	12,604
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	36,094	43,837	51,654	57,285	81,785
研究開発費	(百万円)	10,008	10,574	13,039	12,921	12,550
設備投資額	(百万円)	33,161	24,549	38,570	39,365	49,699
減価償却費	(百万円)	24,908	25,589	26,547	27,022	29,256

(4) 設備投資、資金調達の状況、主要な借入先

① 設備投資の状況

当期の設備投資は、検収ベースで496億99百万円（前期393億65百万円）を実施しました。主な投資内容は、自動車、情報インフラ、スマートフォン等に向けて旺盛な需要が継続している積層セラミックコンデンサの生産能力増強が中心です。より一層進展する自動車の電装化、5G（第5世代移動通信システム）の普及に伴う情報インフラの拡大等も見越し、引き続き積極的な設備投資を実施する予定です。

■ 設備投資額



② 資金調達の状況

当期は、長期借入として205億円の資金調達を行いました。また、財務の安定性のため、期間3年のコミットメントライン300億円の借入枠を設定しておりますが、2021年3月31日現在未使用です。

③ 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	27,500
株式会社三菱UFJ銀行	12,400
株式会社伊予銀行	12,300
株式会社みずほ銀行	11,000
株式会社群馬銀行	4,975

(5) 研究開発の状況

当期の研究開発費は125億50百万円です。

当社グループは、素材の開発から出発して製品化を行うことを信条とし、創業以来培ってきた当社グループ独自の要素技術にさらに磨きをかけ、エレクトロニクス機器の進化に貢献する電子部品を創出するべく、研究開発活動を進めています。また、高品質で環境負荷の低減を実現するスマート商品の開発と安定供給に取り組んでいます。研究開発活動を通じて、スマート商品をより高い水準で実現することにより、「すべてのステークホルダーから信頼され 感動を与えるエクセレントカンパニーへ」というビジョンの実現を目指しています。

自動車、情報インフラ、産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギーなどの注力市場向けには、高信頼性商品及びソリューション型商品の開発に取り組んでいます。特に、電子化・電装化が進行する自動車向け、IoTの進展に伴い高性能化が進む基地局通信装置やデータセンタなどの情報インフラ向けでは、大型・高耐圧などの高信頼性商品の開発に注力しています。また、スマートフォンなどに代表される通信機器向けでは、機器の高機能・高性能化、電子部品の高密度実装化に寄与する最先端商品の開発を推進しています。

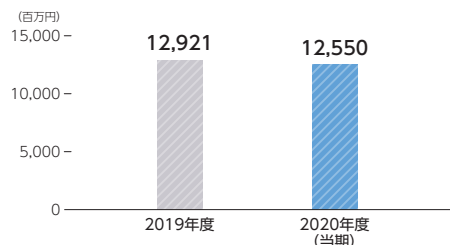
コンデンサでは、小型、薄型、大容量、高信頼性の積層セラミックコンデンサの開発に注力しています。誘電体の材料技術、薄層・大容量化技術及び超小型品生産技術等を高度化することにより、最先端の積層セラミックコンデンサを開発し続けています。

フェライト及び応用製品では、小型、薄型、大電流対応のインダクタに加え、自動車・情報インフラをターゲットとした大型、高信頼性のインダクタの開発に取り組んでいます。材料開発、巻線・積層プロセス技術を高度化させることで、競争力ある商品を開発しています。

複合デバイスでは、モバイル通信用デバイス (FBAR/SAW) の技術を高めた新商品の開発、5G (第5世代移動通信システム) に向けた次世代商品の開発、注力市場に向けて当社のコア技術を融合したソリューション型商品の開発に注力しています。

その他、注力市場へ向けてエネルギーデバイスの商品開発に注力しています。

■ 研究開発費



(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、従業員や取引先をはじめとするステークホルダーの健康と安全を考慮し、BCP(事業継続計画)に基づいて各種対応策などを実施しています。国内外の生産拠点においては、各国政府及び自治体の指示や指導に従いながら、感染防止策を徹底した上で生産活動を継続しています。また、生産部門以外の従業員につきましては、各国政府及び自治体の感染拡大防止に関する指示や要請に基づき、地域の感染状況に応じて在宅勤務などを実施することで業務の遂行と感染リスクの低減に取り組んでいます。

今回の新型コロナウイルスによる非常事態により、社会の在り方や経営環境にさまざまな変化が生じています。当社グループは842億97百万円の現金及び預金を有し、自己資本比率は60.1%と健全な財務体質を維持しています。さらに、複数の金融機関との間で締結しているコミットメントライン契約額は300億円であり、不測の事態への対応手段を確保して事業を継続していきます。

中長期の観点では、自動車、情報インフラ、産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギー市場において電子部品の需要が拡大し、今まで以上に高い品質、高い信頼性が求められます。また、スマートフォンなどの通信機器では、機器の高機能・高性能化、通信方式の進化、電子部品の高密度実装に伴い、小型・薄型で特性の良い最先端の電子部品が数多く求められます。

当社はこのような市場に対して、機器の技術進化に貢献できる競争優位性の高い最先端商品をいち早く開発していきます。自動車、情報インフラ、産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギー市場を注力すべき市場と位置付け、高信頼性商品の販売推進、システムソリューション提案の強化、商流の拡大と多角化に努めています。さらに、安定的な供給を実現するために国内外の生産能力を増強し、販売拡大につなげていきます。また、ものづくり力の向上と高効率生産に努め、海外生産拠点の最大活用を図ることで、コスト低減や為替変動影響を受けにくい体制を整えていきます。

当社は、経済価値を高めていくと同時に、ステークホルダーからの要求や期待に応え社会的責任を果たすことで社会価値を高めていきたいと考えています。製品の安全・品質に加え、労働・人権、安全衛生、環境、倫理といった取り組みにおいても責任を持ち活動しています。

(8) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつと位置付けています。今後は、安定的な配当性向30%の実現を目指すとともに、必要に応じて自己株式の取得を実施します。

区分	2016年度 (第76期)	2017年度 (第77期)	2018年度 (第78期)	2019年度 (第79期)	2020年度 (第80期) 当期
1株当たり配当金 (円)	20.00	20.00	21.00	26.00	40.00
配当総額 (百万円)	2,356	2,356	2,680	3,263	5,020
配当性向 (%)	43.4	14.4	11.1	18.2	17.5
総還元性向 (%)	43.4	14.4	24.0	40.3	17.5

(9) 政策保有株式の基本方針

①政策保有株式の保有方針

当社は、政策保有株式について、取引・協業関係の維持、強化、それを通じた中長期的な企業価値向上と持続的な発展に資すると認められる場合に限り、取締役会の決定をもって保有します。

②保有の合理性を検証する方法及び取締役会等における検証の内容

取締役会は、毎年、保有する全ての政策保有株式についてその保有意義を総合的に判断し、保有の妥当性を検証しています。保有の妥当性が認められない株式については、売却をして縮減を図ります。取締役会における検証の結果、当期においては、5銘柄を売却しております。

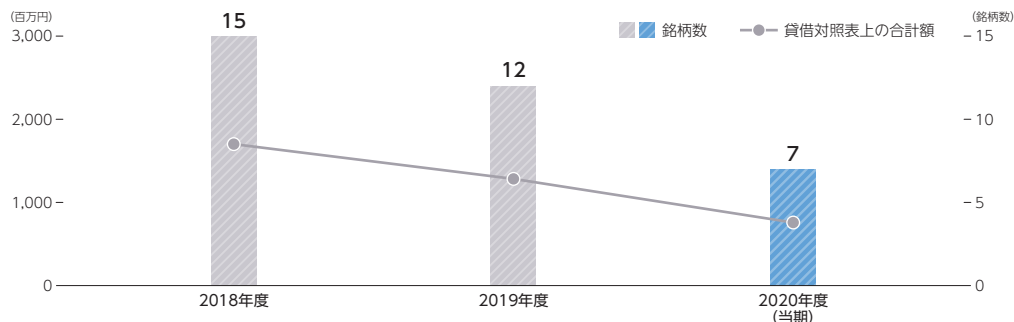
③議決権行使の方針

保有株式の議決権行使については、当該企業が法令違反や反社会的行為を行っていないこと、議案が株主にとって健全な経営に資する内容であることなどを総合的に判断した上で、適切に行使します。

④政策保有株式の貸借対照表上の合計 (2021年3月31日現在)

区分 \ 年度	2018年度 (第78期)	2019年度 (第79期)	2020年度 (第80期) 当期
銘柄数	15	12	7
貸借対照表上の合計額 (百万円)	1,701	1,283	758
連結貸借対照表に占める割合 (%)	0.5	0.3	0.1

(注) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。



⑤政策保有株式(上場株式)銘柄(2021年3月31日現在)

銘 柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的	当社株式の 保有有無
住友金属鉱山株式会社	135,500	647	主力商品に使用する電子材料の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。	有
株式会社伊予銀行	142,000	94	金融取引を行っており、事実上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。	有
日清紡ホールディングス株式会社	19,500	16	主力商品に使用する部材の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。	有

(注) 上記は当社の政策保有株式のうち、上場株式を記載しております。

(10) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
台湾太陽誘電股份有限公司	台湾	333百万NT \$	100.0	電子部品の販売
韓国太陽誘電株式会社	韓国	10,000百万WON	100.0	電子部品の販売
韓国慶南太陽誘電株式会社	韓国	61,884百万WON	100.0	電子部品の製造
香港太陽誘電有限公司	香港	20,400千HK \$	100.0	電子部品の販売
太陽誘電(廣東)有限公司	中国	85,550千US \$	100.0 (9.3)	電子部品の製造
太陽誘電(上海)電子貿易有限公司	中国	223千US \$	100.0 (10.3)	電子部品の販売
TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール	18,555千S \$	100.0	電子部品の販売
TAIYO YUDEN (PHILIPPINES) ,INC.	フィリピン	490百万P.P.	100.0	電子部品の製造
TAIYO YUDEN (SARAWAK) SDN.BHD.	マレーシア	100百万MYR	100.0	電子部品の製造
TAIYO YUDEN (U.S.A.) INC.	アメリカ	3,154千US \$	100.0	電子部品の販売
TAIYO YUDEN EUROPE GmbH	ドイツ	1,000千EUR	100.0	電子部品の販売
新潟太陽誘電株式会社	新潟県	1,000百万円	100.0	電子部品の製造
太陽誘電ケミカルテクノロジー株式会社	群馬県	100百万円	100.0	電子部品の製造販売
福島太陽誘電株式会社	福島県	100百万円	100.0	電子部品の製造
和歌山太陽誘電株式会社	和歌山県	100百万円	100.0	電子部品の製造
太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社	東京都	100百万円	100.0	電子部品の製造
エルナー株式会社	東京都	100百万円	100.0	電子部品の開発販売

(注1) 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(注2) 当社の連結子会社は、上記の「重要な子会社の状況」に記載の17社を含め33社、持分法非適用関連会社は4社であります。

(注3) 当期の連結業績につきましては、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社の主な事業所

拠点名	事業所名	所在地
統括拠点	本社	東京都中央区
	高崎グローバルセンター	群馬県高崎市
販売拠点	仙台営業所	宮城県仙台市
	首都圏営業所	東京都中央区
	群馬営業所	群馬県高崎市
	名古屋営業所	愛知県名古屋市
	関西営業所	大阪府大阪市
	福岡営業所	福岡県福岡市
	榛名工場	群馬県高崎市
生産拠点	中之条工場	群馬県吾妻郡
	玉村工場	群馬県佐波郡
	八幡原工場	群馬県高崎市
開発拠点	R&Dセンター	群馬県高崎市
	新川崎センターSOLairoLab (そらいろラボ)	神奈川県川崎市

(注) 関西営業所は、2021年4月1日付で大阪営業所に名称変更いたしました。

② 重要な子会社の主な事業所

前記の「(10) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(12) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
22,852名	1,129名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,837名	52名増	42.5歳	18.8年

(注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員は含まれておりません。

(13) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

5. 会社役員に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
登 坂 正 一	代表取締役社長	—
増 山 津 二	取締役副社長	第一事業担当
佐 瀬 克 也	取締役専務執行役員	経営企画担当
高 橋 修	取締役常務執行役員	第三事業担当
梅 澤 一 也	取締役常務執行役員	営業、新事業推進担当
平 岩 正 史	社外取締役 (独立役員)	大原法律事務所 弁護士
小 池 精 一	社外取締役 (独立役員)	—
浜 田 恵美子	社外取締役 (独立役員)	国立研究開発法人科学技術振興機構 研究成果最適展開支援プログラム 第3分野プログラムオフィサー、 低炭素社会戦略センター 低炭素社会戦略推進委員会 委員 国立大学法人名古屋工業大学 非常勤講師 日本碍子株式会社 社外取締役
三 宿 俊 雄	常勤監査役	—
大 嶋 一 幸	常勤監査役	—
吉 武 一	常勤社外監査役 (独立役員)	明治大学専門職大学院 兼任講師 日本内部監査協会 理事
藤 田 知 美	社外監査役 (独立役員)	弁護士法人イノベンティア 弁護士 日本ライセンス協会 副会長 京都大学法科大学院 非常勤講師 株式会社タクマ 社外取締役(監査等委員)

(注1) 取締役 平岩正史氏、同 小池精一氏、同 浜田恵美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

(注2) 監査役 吉武一氏、同 藤田知美氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

(注3) 取締役 平岩正史氏、監査役 藤田知美氏は、弁護士の資格を有しております。

(注4) 監査役 吉武一氏は、金融機関での業務経験において財務及び会計に相当程度の知見を有しております。

(注5) 社外役員が兼職している各法人等と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注6) 当事業年度における監査役の変動は以下のとおりであります。

監査役 大嶋一幸氏は、2020年6月26日開催の第79期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。

監査役 中野勝薫氏は、2020年6月26日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任しました。

(注7) 以下の日付で次の取締役の地位及び担当を変更しております。

氏 名	2020年6月26日付	2020年7月1日付
増 山 津 二	(新) 取締役副社長 (旧) 取締役専務執行役員	(新) 第一事業担当 (旧) 経営企画担当
佐 瀬 克 也	—	(新) 経営企画担当 (旧) 第一事業担当

(2)取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針の概要

当社は、2021年3月1日開催の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

(a) 決定方針

- (1)業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主との価値を共有します。
- (2)グローバルな競争力のある優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とします。
- (3)説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とします。

(b) 役員報酬の決定のプロセス及び内容

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、社長、社外取締役及び監査役1名で構成され、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行っております。

取締役の報酬の具体的決定につきましては、株主総会でご承認をいただいた報酬限度額の範囲内で、当社の定める規定に基づいて算出した金額を基に、報酬委員会において個人別報酬内容等を審議し、その答申内容を踏まえて、取締役会で決定しております。

各監査役の報酬につきましては、監査役会で協議しております。

報酬体系

報酬等の種類	報酬項目	報酬等の内容	給付の形式
基本報酬	固定報酬	・経済情勢、当社の成長力等を考慮した報酬水準とします。 ・役割責任に応じた月例の固定報酬として支給します。	金銭
業績連動賞与	業績連動報酬 (単年度)	・年度毎の全社業績達成への責務から、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させるため、連結純利益を指標としています。 ・連結純利益を基準に算出した理論総原資額を役位に応じた比率で配分し、これに担当組織の業績評価及び個人の戦略的行動評価による係数を掛けることで、賞与額を決定し毎年、一定の時期に支給します。なお、理論総原資額は、当期連結純利益の0.76%です。	金銭
株式報酬型 ストックオプション	株式報酬 (中長期)	・株主との価値共有及び取締役の株価への意識付けによる、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして導入しています。 ・毎年、定時株主総会終了後の取締役会で役位毎に定められた新株予約権の数を決議し付与します。 ・新株予約権の行使条件は、当社の取締役及び執行役員の地位を全て喪失した日の翌日から10日を経過するまでとします。	株式 (新株予約権)

役職別の報酬構成

業務執行取締役	・「基本報酬」、「業績連動賞与」、「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。 ・「業績連動賞与」において目標を達成した場合は、基本報酬40％、業績連動賞与40％、株式報酬型ストックオプション20％の報酬構成比となるよう設計しております。
社外取締役	独立性の観点から業績連動型報酬は支給せず、「基本報酬」のみを支給しております。
監査役	順法監査を行う立場であることを鑑み、「基本報酬」のみを支給しております。

報酬構成比率（設計値）

業務執行取締役	基本報酬 40％	業績連動賞与 40％	株式報酬型ストックオプション 20％
社外取締役 監査役	基本報酬 100％		

当事業年度に係る取締役の個人別報酬の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、報酬委員会からの答申を踏まえて、上記方針に則って取締役の報酬水準の相当性などについて多角的な検討を行い、個人別の基本報酬額、業績連動賞与の額及び付与する新株予約権の数を決定しており、それぞれの内容は上記方針に沿うものであると判断しております。

(c) 報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額については、以下のとおり株主総会決議により承認を得ております。

対象者	報酬等の種類	決議内容の概要	株主総会決議日	対象者の員数
取締役 (社外取締役含む)	金銭報酬	報酬限度額 年額5億円以内 (うち社外取締役分は40百万円以内)	2019年6月27日 第78期定時株主総会	8名 (うち社外取締役3名)
取締役 (社外取締役除く)	株式報酬	報酬限度額 年額2億円以内 新株予約権の総数及び株式数上限 500個 当社普通株式 50,000株	2019年6月27日 第78期定時株主総会	5名
監査役	金銭報酬	報酬限度額 月額報酬総額8百万円以内	2016年6月29日 第75期定時株主総会	4名

②当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人員及び 支給総額		内 訳					
			基本報酬		業績連動賞与		株式報酬型 ストックオプション	
	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	8 (3)	456 (25)	8 (3)	181 (25)	5 (―)	178 (―)	5 (―)	96 (―)
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	80 (30)	5 (2)	80 (30)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
合 計	13	537	13	262	5	178	5	96

(注1) 支給人員には、在籍者数ではなく、当期に係る報酬等の支給対象者数を記載しております。
(注2) 上記の記載金額の合計は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。
当該契約の締結者及び契約内容の概要は、以下のとおりです。

締結者				契約内容の概要
社外取締役	平	岩	正 史	任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
社外取締役	小	池	精 一	
社外取締役	浜	田	恵 美 子	
監 査 役	三	宿	俊 雄	
監 査 役	大	嶋	一 幸	
社外監査役	吉	武	一	
社外監査役	藤	田	知 美	

(4) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
前記の「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
- ②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。

事業報告

③当期における社外役員の主な活動状況

区分・氏名	出席状況				主な活動状況及び社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会	監査役会	指名委員会	報酬委員会	
取締役 平 岩 正 史	100% (18/18回)	—	100% (3/3回)	100% (6/6回)	取締役会その他重要会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、内部統制を含めたガバナンス体制や法令順守等の経営全般のモニタリングを行うなど、高い倫理観をもって経営の監督を遂行しており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員を務めており客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 小 池 精 一	100% (18/18回)	—	100% (3/3回)	100% (6/6回)	取締役会その他重要会議に出席し、主に自動車部品業界での企業経営や監査役経験から、投資家視点からの幅広い識見を当社の経営に反映するなど、経営全般に関して有益な助言及び提言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名委員会の委員及び報酬委員会の委員長を務めており客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 浜 田 恵美子	100% (18/18回)	—	100% (3/3回)	100% (6/6回)	取締役会その他重要会議に出席し、主に産学官連携の経験、他社での社外取締役経験から、業務執行への提言及び経営の監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員を務めており客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 吉 武 一	100% (18/18回)	100% (21/21回)	100% (3/3回)	—	取締役会その他重要会議に出席し、監査業務及び内部統制に関する専門的見地と高い見識に基づき、取締役会等の決定の適正性を確保するための発言を行っております。 また、常勤監査役として、本部監査や当社グループの監査を行うなど、監査機能を発揮しております。
監査役 藤 田 知 美	100% (18/18回)	100% (21/21回)	—	—	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会において、法律の知識・経験を活かして適宜必要な発言を行っております。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額(百万円)
①当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	71
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、有限責任 あずさ監査法人以外の公認会計士又は監査法人が監査をしております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人に対する監査報酬が会社の規模、複雑性、リスクに照らして合理的な水準であるかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、決算早期化に係る助言・指導を委託しており、その対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

(6) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(7) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(8) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(9) 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人の氏名等に関する事項

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容及び運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した内容（基本方針）及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役並びに執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制

基本方針の決議の内容

- (1) 取締役会は、法令並びに定款及び「取締役会規則」その他の社内規則等に従い重要事項を決議する。
- (2) 取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 監査役は、取締役会の決議並びに取締役及び執行役員の職務の執行の適正性を監査する。
- (4) 当社グループのコンプライアンス活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従いコンプライアンス活動を継続実施する。
- (5) 内部通報制度の運用により、当社グループのコンプライアンス問題を早期に発見し、調査、是正措置を行い問題の再発を防止する。
- (6) 株主及び投資家に対して、当社グループにかかわる企業情報等を迅速、かつ適切に開示する。
- (7) 反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づく内部統制を整備、運用する。
- (9) 子会社の業務遂行の内容については、当社関連事業部門が窓口となりその状況を把握すると共に、重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に従い、十分な情報交換及び意見調整を行い、子会社の経営意思を尊重しつつ業務の適正性を確保する。

運用状況の概要

コンプライアンス活動を推進する体制として、内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従い、PDCAサイクルを回し継続的に改善を図っています。

また、その運用状況は、定期的に内部統制委員会にて評価・検討が行われると共に、その内容を取締役に報告し、統制の強化に努めております。

2. 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

基本方針の決議の内容

- (1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書その他取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要な会議の議

事録を、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び各会議規則に基づき関連資料と共に適切に保存管理する。

(2) 当社は、取締役及び監査役が各会議規則の定めに従い、当該情報を常時閲覧できる環境を維持する。

運用状況の概要

取締役及び執行役員の職務の執行に係る主要な情報については、法令及び各会議規則に基づき、文書又は電磁的媒体により保存・管理を行っております。なお、電磁的媒体に記録された株主総会議事録及び取締役会議事録など重要なものについては、暗号化処理を行うなどセキュリティ対策を実施しております。

3. 当社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

基本方針の決議の内容

- (1) リスク管理活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、リスク分類別に責任者を定め、リスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定・実施及び対策状況の監視・見直しからなるグループリスクマネジメントシステムに従い、リスク管理活動を継続実施する。
- (2) 当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生による事業活動への影響を予め想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組む。事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP（事業継続計画）に従い対策を講ずる。

運用状況の概要

リスク管理活動を推進する体制として、内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、グループリスクマネジメントシステムに従い、PDCAサイクルを回し継続的に改善を図っています。また、その運用状況は、定期的に内部統制委員会にて評価・検討が行われると共に、その内容を取締役に報告し、統制の強化に努めております。さらに、災害等の発生に備えてBCP（事業継続計画）の整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスク分散措置及び保険付保を行っております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

基本方針の決議の内容

- (1) 取締役会による適切かつ、効率的な意思決定を図るため、業務執行にかかる重要事項及び人事関連事項等を審議する会議体を設置する。
- (2) 業務執行取締役の職務の執行の効率性向上を図るため、執行役員を設置する。
- (3) 内部統制システムに関して審議をし、その活動の評価を行う会議体として内部統制委員会を設置し、本決議の項目別に推進責任者を定める。内部統制委員会は、推進責任者から定期的に活動実績の報告を受け、取締役会に報告する。
- (4) IT技術を活用したワークフロー、TV会議、情報共有、情報管理等の各システムを積極的に利用することで、意思決定プロセスの簡潔化、迅速化を図る。

事業報告

運用状況の概要

取締役の職務の執行が効率的に行われるために、グループ経営にかかわる政策案件については経営会議で、グループ全体の人事、報酬等についてはTM(トップマネジメント)会議で十分議論し、取締役会に上程しております。なお、取締役会から委譲された事項については、各々の会議体において、適法性、合理性、経済性等を審議し、その結果が取締役会に報告されます。また、コーポレートガバナンス・コードの主旨に則り、取締役会資料の早期提供や要点整理、分析評価等の工夫に取り組むことで、運営効率向上及び審議の活性化を通じ監督機能の実効性確保にも努めております。加えて、監督と業務執行を行う者の役割責任を一層明確にするため執行役員制度を採用し、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、代表取締役社長の監督指揮のもと、担当部署の執行役員として機動的に業務執行に当たらせております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

基本方針の決議の内容

- (1) 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 1) 子会社の業務遂行の状況については、当社の「グループ経営ルール」に基づき報告させ、当社の関連部門と情報共有を図る。
 - 2) 当社の執行役員又は使用人を子会社の取締役に就任させることにより、子会社の経営状況を把握する。
- (2) 当社の子会社の損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 子会社は、当社グループリスクマネジメントシステムに従い、子会社のリスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定及び実施、対策状況の監視・見直しを継続実施する。
 - 2) 子会社は、当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生により事業活動に影響を与える事態の発生を想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組み、事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP(事業継続計画)に従い対策を講ずる。
- (3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、子会社の意思決定を効率的に行われるよう当社の「グループ経営ルール」を定め、子会社はこれを運用する。
 - 2) 当社の内部監査室は、子会社の業務が適正かつ、効率的に行われていることを独立した立場からモニタリングし、その結果を子会社に適切にフィードバックし、当社の代表取締役に報告すると共に、当社の監査役と情報共有を図る。
- (4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に基づき、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備、維持する。
 - 2) コンプライアンス活動を推進する体制として当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目を担当する責任者を決め、コンプライアンスマネジメントシステムに従い活動を継続実施する。

運用状況の概要

子会社の業務執行については、「グループ経営ルール」に基づき報告させ、重要事項の決定に関しては、当社の関連部門と協議し事前承認を得ることで、子会社の業務の適正性を確保しております。また、子会社の取締役会の運営については、「グループ経営ルール」の見直しや周知徹底を行うなどにより統制管理の強化に努め、さらに適正に運営されていることを確認するため、監査役がモニタリングを行っております。子会社のコンプライアンス及びリスク管理に関しては、「グループCSR行動規範」並びにコンプライアンスマネジメントシステム及びグループリスクマネジメントシステムに従い、PDCAサイクル活動を実施、定期的に内部統制委員会で報告され、早期に状況把握を行い、合理的な管理体制の構築に役立てております。

さらに内部監査室は、年間計画に基づき子会社への内部監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況のモニタリングを行っております。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価結果については、会計監査人の監査を受けており、これらの内容については、当社の代表取締役社長へ報告すると共に監査役と情報共有しております。

6. 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

基本方針の決議の内容

(1) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項（取締役からの独立性、監査役の指示の実効性確保等）

- 1) 監査役会のもとに監査役の監査業務を補助する専任スタッフとして監査役会事務局員（以下「事務局員」という。）を置く。
- 2) 事務局員の人選、異動、人事考課、昇格、懲戒等は、監査役会と事前に協議し、同意を得る。

(2) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項

当社は、監査役の監査のための費用について、監査役の職務に必要なないと認められる場合を除き、これを負担する。

(3) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、監査役が経営に係る重要な会議に出席し、取締役の意思決定及び取締役、執行役員の職務の執行を監査することのできる体制を整備する。
- 2) 取締役会は、監査役が取締役並びに執行役員及び使用人と意思疎通を図って監査に必要な情報を適宜得ると共に、必要に応じて事業の報告を求め、関連する記録を閲覧することのできる体制を整備する。
- 3) 取締役会は、監査役が内部監査室と定期的に意見交換を行うと共に、緊密な連携をとることのできる体制を整備する。
- 4) 取締役会は、監査役が会計監査人と定期的に又は随時に意見交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることのできる体制を整備する。

運用状況の概要

取締役会は、監査役が経営に係る各種の重要会議に出席し、情報収集を行うことで取締役の経営判断のプロセス及び職務の執行状況を確認できる体制を整備しております。また、監査役が、内部統制委員会において、コンプライアンスやリスク管理上の課題について把握すること、取締役や執行役員又は使用人との意見交換や関連資料閲覧等を行うことで監査に必要な情報を入手できる体制を整備しております。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

基本方針の決議の内容

- (1) 当社の取締役並びに執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - 1) 当社の取締役並びに執行役員及び使用人は、取締役の職務の執行に関して法令・定款・社内規則に違反する事実、その恐れがある著しく不当な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を認識した場合、速やかに監査役に報告する。
 - 2) 当社の内部通報ルールに則り、当社の取締役並びに執行役員及び使用人から監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。
- (2) 当社の子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - 1) 子会社は、その内部通報ルールに則り、取締役等の法令、社内規則違反等について、取締役等及び使用人から当社の監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。
 - 2) 取締役会は、常勤監査役と子会社の取締役等及び使用人と意思疎通を円滑化し、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
- (3) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、内部通報者保護の仕組みを社内ルールで定め、内部通報制度を利用した報告者が、不利益な措置を受けないよう防止体制を整備、維持する。

運用状況の概要

監査役への報告については、当社及び当社グループの内部通報制度の運用により、通報が監査役に報告される体制が整備されております。また、子会社の取締役会等において、取締役から監査役への報告・意見交換を行い、意思疎通を図ることのできる体制が整備されております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

メ モ 欄

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監查報告書

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第80期 (2021年3月31日現在)	(ご参考) 第79期 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	237,599	191,930
現金及び預金	84,297	59,622
受取手形及び売掛金	78,738	64,680
商品及び製品	19,849	18,134
仕掛品	30,183	28,829
原材料及び貯蔵品	17,902	15,624
その他	6,876	5,220
貸倒引当金	△247	△182
固定資産	167,042	151,192
有形固定資産	159,172	144,400
建物及び構築物	115,053	97,082
機械装置及び運搬具	304,632	278,081
工具、器具及び備品	30,849	27,578
土地	14,752	12,661
建設仮勘定	10,824	18,307
減価償却累計額	△316,940	△289,311
無形固定資産	1,371	1,293
その他	1,371	1,293
投資その他の資産	6,498	5,498
投資有価証券	2,405	2,671
退職給付に係る資産	55	19
繰延税金資産	2,144	1,314
その他	1,891	1,819
貸倒引当金	—	△326
資産合計	404,642	343,122

科 目	第80期 (2021年3月31日現在)	(ご参考) 第79期 (2020年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	102,477	84,333
支払手形及び買掛金	31,728	26,603
短期借入金	18,500	19,250
一年内返済予定の長期借入金	13,462	2,663
未払金	15,907	16,813
未払法人税等	5,803	1,903
賞与引当金	5,132	4,576
役員賞与引当金	388	233
その他	11,555	12,290
固定負債	58,223	48,334
長期借入金	41,788	34,752
繰延税金負債	3,828	3,397
役員退職慰労引当金	43	49
退職給付に係る負債	5,105	4,200
その他	7,458	5,934
負債合計	160,701	132,667
純資産の部		
株主資本	249,879	225,146
資本金	33,575	33,575
資本剰余金	49,903	49,903
利益剰余金	174,977	150,263
自己株式	△8,576	△8,596
その他の包括利益累計額	△6,646	△15,255
その他有価証券評価差額金	1,090	430
繰延ヘッジ損益	△106	△82
為替換算調整勘定	△6,669	△14,779
退職給付に係る調整累計額	△960	△824
新株予約権	708	563
純資産合計	243,941	210,454
負債純資産合計	404,642	343,122

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第80期 (2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで)		(ご参考) 第79期 (2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで)	
売上高		300,920		282,329
売上原価		211,965		196,979
売上総利益		88,955		85,350
販売費及び一般管理費		48,188		48,173
営業利益		40,766		37,176
営業外収益				
受取利息	118		335	
受取配当金	53		146	
為替差益	197		—	
助成金収入	1,021		245	
その他	186	1,578	244	972
営業外費用				
支払利息	368		375	
持分法による投資損失	283		787	
為替差損	—		1,404	
休止固定資産減価償却費	276		219	
その他	168	1,097	197	2,983
経常利益		41,247		35,165
特別利益				
固定資産売却益	57		148	
投資有価証券売却益	466		16	
受取保険金	—		1,351	
その他	67	591	—	1,516
特別損失				
固定資産除売却損	624		764	
減損損失	1,084		5,290	
投資有価証券評価損	—		17	
関係会社株式評価損	258		—	
事業構造改善費用	439		—	
災害による損失	—		3,168	
独占禁止法関連損失	—		3,600	
新型コロナウイルス感染症関連損失	2,098		—	
その他	322	4,828	22	12,863
税金等調整前当期純利益		37,010		23,818
法人税、住民税及び事業税	8,546		4,637	
法人税等調整額	△151	8,395	1,158	5,795
当期純利益		28,615		18,022
親会社株主に帰属する当期純利益		28,615		18,022

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第80期 (2021年3月31日現在)	(ご参考) 第79期 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	151,101	110,951
現金及び預金	38,105	18,304
受取手形	651	636
売掛金	63,733	50,583
商品及び製品	2,274	3,062
仕掛品	7,406	7,202
原材料及び貯蔵品	2,938	2,910
前払費用	339	295
関係会社短期貸付金	11,390	8,448
未収入金	20,921	16,630
未収消費税等	3,193	2,807
その他	147	69
固定資産	137,743	135,577
有形固定資産	28,848	29,043
建物	7,638	7,953
構築物	544	553
機械及び装置	9,707	10,946
車両運搬具	51	51
工具、器具及び備品	2,576	2,129
土地	4,471	4,164
建設仮勘定	3,857	3,244
無形固定資産	973	976
特許権	1	1
ソフトウェア	897	866
その他	75	108
投資その他の資産	107,921	105,557
投資有価証券	765	1,286
関係会社株式	48,283	48,769
従業員長期貸付金	77	92
関係会社長期貸付金	63,979	59,139
破産更生債権等	0	326
長期前払費用	64	79
繰延税金資産	865	845
その他	608	674
貸倒引当金	△6,722	△5,657
資産合計	288,845	246,529

科 目	第80期 (2021年3月31日現在)	(ご参考) 第79期 (2020年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	98,743	74,650
買掛金	42,115	31,589
短期借入金	18,500	19,250
一年内返済予定の長期借入金	13,462	2,663
リース債務	17	15
未払金	9,967	13,484
未払費用	5,654	3,323
未払法人税等	4,149	176
預り金	1,430	901
賞与引当金	2,499	2,322
役員賞与引当金	388	233
その他	558	690
固定負債	42,410	35,320
長期借入金	41,788	34,752
リース債務	109	120
その他	513	447
負債合計	141,154	109,971
純資産の部		
株主資本	146,725	135,746
資本金	33,575	33,575
資本剰余金	52,019	52,020
資本準備金	51,468	51,468
その他資本剰余金	551	551
利益剰余金	69,707	58,747
利益準備金	2,947	2,947
その他利益剰余金	66,759	55,800
固定資産圧縮積立金	1,323	1,325
繰越利益剰余金	65,435	54,474
自己株式	△8,576	△8,596
評価・換算差額等	257	247
その他有価証券評価差額金	364	329
繰延ヘッジ損益	△106	△82
新株予約権	708	563
純資産合計	147,690	136,558
負債純資産合計	288,845	246,529

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第80期 (2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで)		(ご参考) 第79期 (2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで)	
売上高		268,901		245,352
売上原価		225,227		201,375
売上総利益		43,673		43,976
販売費及び一般管理費		27,598		27,918
営業利益		16,075		16,057
営業外収益				
受取利息	344		408	
受取配当金	4,512		3,794	
その他	80	4,936	117	4,320
営業外費用				
支払利息	260		236	
為替差損	229		1,423	
休止固定資産減価償却費	138		31	
貸倒引当金繰入額	1,390		4,934	
その他	58	2,077	89	6,715
経常利益		18,934		13,662
特別利益				
固定資産売却益	34		36	
投資有価証券売却益	466	501	16	53
特別損失				
固定資産除売却損	336		383	
減損損失	217		15	
関係会社株式評価損	486		8,619	
その他	-	1,040	114	9,132
税引前当期純利益		18,395		4,583
法人税、住民税及び事業税	3,586		1,818	
法人税等調整額	83	3,670	1,202	3,021
当期純利益		14,724		1,561

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

太陽誘電株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平 井 清 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 宮 晋 伍 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 今 井 仁 子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽誘電株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽誘電株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

太陽誘電株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平 井 清 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 宮 晋 伍 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 今 井 仁 子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽誘電株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画（監査方針、重点監査項目、職務の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け情報の共有化に努めるとともに、取締役会の審議内容について検討を行いました。また、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、経営執行会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容を検証し、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針についても、その内容を検討いたしました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条に基づく「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

太陽誘電株式会社 監査役会

- 常 勤 監 査 役 三 宿 俊 雄 ㊞
- 常 勤 監 査 役 大 嶋 一 幸 ㊞
- 常勤社外監査役 吉 武 一 ㊞
- 社 外 監 査 役 藤 田 知 美 ㊞

以 上

メ 毛 欄

メモ欄

Blank lined area for notes.

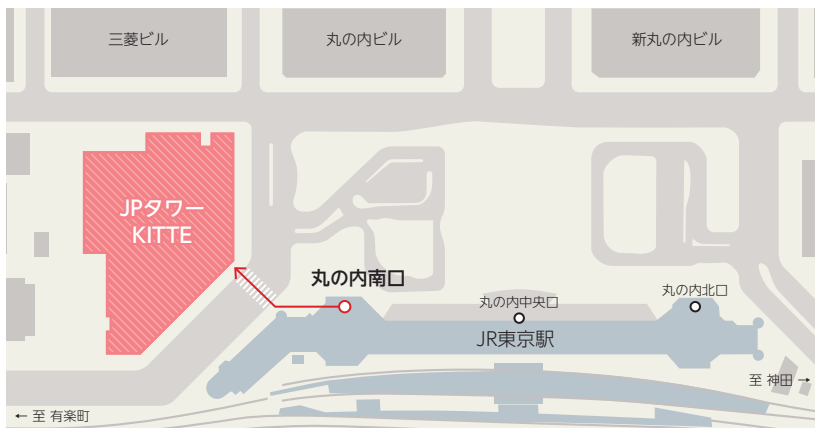
株主総会会場ご案内図

日時 2021年6月29日(火曜日) 午後2時(受付開始 午後1時30分)

会場 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階) ホール

交通 JR東京駅 丸の内南口 徒歩1分

※駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面(郵送)又はインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。

＜ご来場される株主様へ＞

- ・座席数の関係上、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は、受付にて検温を実施いたします。なお、会場内でのマスクの着用等の感染防止にご協力いただけない方、体調不良と思われる方は、感染拡大防止の観点からご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・本定時株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
当社ウェブサイト ▶ <https://www.yuden.co.jp/>